

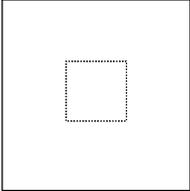
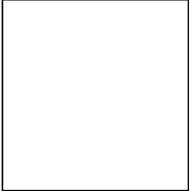
印鑑登録（引替交付・廃止・証明書交付）申請書兼紛失届出書

印鑑登録申請書 印鑑登録廃止申請書兼紛失届出書 印鑑登録証引替交付申請書 印鑑登録証明書交付申請書
 （あて先）川口市長

令和 年 月 日

※印鑑登録の方法について、くわしくは裏面「印鑑登録のご案内」をお読みください。

※代理人の方が登録・廃止・引替を申請する場合は「委任状」が必要です。登録及び登録証の汚損・損傷による引替は手数料200円です。

登録・廃止・引替をする人	住所	川口市		電話番号（自宅・携帯）	
	フリガナ			()	
	氏名			生年月日	
				明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日	
	登録・引替印鑑	廃止印鑑	廃止・引替登録番号		登録証受領印・記名
					
			印鑑登録証明書通数		
			<input type="checkbox"/> 必要なし	通	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人

窓口に来た人	<input type="checkbox"/> 本人	住所	<input type="checkbox"/> 住所は上記住所と同じ（☑すれば記入不要です）	
	<input type="checkbox"/> 代理人		都・道 府・県	市・区 町・村
	(来庁された方について ☑し、代理人の方は 右欄へ記入等して ください)	フリガナ	電話番号（自宅・携帯）	
	氏名	()		

保証人	本人の申請であることを保証します。（保証人方式で印鑑登録を行う場合のみ、保証人の方が記入・押印してください）			保証人登録印鑑
	住所	<input type="checkbox"/> 住所は上記住所と同じ（☑すれば記入不要です）		
	川口市			
氏名	登録番号			

※以下職員記入欄

廃止理由	印鑑登録の廃止	登録証の紛失	印章の紛失	登録証の回収	有	無
引替理由	登録証の汚損	登録証の損傷	磁気カード切替			

本人確認		新規登録番号	
<input type="checkbox"/> 個	<input type="checkbox"/> 免	<input type="checkbox"/> 旅	<input type="checkbox"/> 住
<input type="checkbox"/> 保	<input type="checkbox"/> 年	<input type="checkbox"/> 受	<input type="checkbox"/> 診
		<input type="checkbox"/> 手	<input type="checkbox"/> 聴
		<input type="checkbox"/> 銀	<input type="checkbox"/> 他
時刻	番号	登録・引替手数料	証明書手数料
		200円 ・ 無料	円

処 理 欄			
受付・照合			
抹 消			
(抹 消) 審 査			
照会書発送			
回答書受理			
登録・引替			
審 査			

印鑑登録のご案内

* 印鑑登録方法 *

川口市に住民登録をしている15歳以上の方で、印鑑登録する意思がある方
 ※成年被後見人の方の登録方法や必要書類については、お問い合わせください。
 また、来庁が難しい場合はご相談ください。
 ※15歳未満の方は登録できません。

* 受付窓口 *

市役所市民課、各支所（芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、鳩ヶ谷支所）
 川口駅前行政センター、東川口駅前行政センター
 ※各連絡室（西川口駅連絡室、蕨駅前芝連絡室、鳩ヶ谷駅連絡室）では登録できません。

* 登録印鑑 *

登録できる印鑑は1人1つです。
 1つの印鑑を2人以上の方で共用することはできません。
 「氏名」のほか、「氏」のみ「名」のみの印鑑も登録できます。※詳しくは、お問い合わせください。

【登録できない印鑑】	
・住民票に記載してある「氏」「名」以外の文字で彫ってあるもの	
・「氏」「名」が白抜き（逆彫り）のもの	
・ゴム印や指輪印など、印影が変形しやすいもの	
・ご本人の氏名と通称名以外の情報が刻印されているもの	
・印影の大きさが8mm四方の正方形より小さいもの、または25mm四方の正方形より大きいもの	
・枠のないもの、枠が1/5以上欠損しているもの	

* 登録方法 *

	登録方法	持ち物等
登録するご本人が来庁	写真付き本人確認書類による方法	①運転免許証・パスポート等、写真付き官公署発行の本人確認書類（有効期間内のもの）
	保証人による方法	①健康保険証・年金手帳等の本人確認書類 ②印鑑登録申請書の保証人欄に記入・署名し、登録印を押印したもの（保証人は、川口市に印鑑登録をしている方に限る）
	照会書による方法（同一窓口で2度のお手続きが必要）	1) 1回目来庁時 ①健康保険証・年金手帳等の本人確認書類（有効期間内のもの） ※申請受付後、ご本人のご住所へ照会書を転送不要の簡易書留で郵送します。 2) 2回目来庁時 ①「照会書兼回答書」（記入・署名・押印したもの） ②健康保険証・年金手帳等の本人確認書類（有効期間内のもの）
代理人が来庁	照会書による方法（同一窓口で2度のお手続きが必要）	1) 1回目来庁時 ①委任状（下記、委任状見本を参考に作成してください） ②代理人とご本人の健康保険証・年金手帳等本人確認書類（有効期間内のもの） ※申請受付の際、ご本人への電話等により印鑑登録の意思を確認します。その後、ご本人のご住所へ照会書を転送不要の簡易書留で郵送します。 2) 2回目来庁時 ①「照会書兼回答書（委任状）」（記入・署名・押印したもの） ②代理人とご本人の健康保険証・年金手帳等本人確認書類（有効期間内のもの）

※お手続きの際は、登録印鑑も必要です。
 ※印鑑登録1件につき、手数料200円です。

* 印鑑証明書 *

印鑑登録のお手続きが完了しますと、「印鑑登録証」が交付されます。
 印鑑証明書を請求する際は、必ず「印鑑登録証」を交付窓口へお持ちください。

- 【交付窓口】
 市役所市民課、各支所、各駅連絡室
 川口駅前行政センター、東川口駅前行政センター
- 【請求する際の持ち物】
- ・「印鑑登録証」
 - ・来庁される方の本人確認書類（運転免許証・保険証等）
 - ・手数料1通200円

※交付窓口にあります交付申請書にご記入いただきます。申請書の記載に誤りや記載漏れがありますと証明書を交付できませんので、ご注意ください。

委任状見本

委任状	
代理人	住所 氏名 生年月日
上記の者を代理人として、下記の事項の申請権限を委任します。	
	・印鑑登録申請 ・印鑑登録廃止申請
	年 月 日
委任者	住所 氏名 生年月日 電話番号

※委任状にはご本人の署名又は押印をお願い致します。